

特別教育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

低圧電気取扱業務の特別教育 ●講習期間／2日間 (9:00~17:30)

低圧（直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下である電圧をいう。）の充電電路（一部を除く）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（一部を除く）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務は特別教育が必要です。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和4年6月1日(水)~6月2日(木)	30名
受付日	令和4年5月9日(月)~5月13日(金)	
講習日	令和4年9月28日(水)~9月29日(木)	30名
受付日	令和4年8月29日(月)~9月2日(金)	
講習日	令和4年12月13日(火)~12月14日(水)	30名
受付日	令和4年11月14日(月)~11月18日(金)	
講習日	令和5年3月15日(水)~3月16日(木)	30名
受付日	令和5年2月13日(月)~2月17日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

講習科目

- 学科 (1)低圧の電気に関する基礎知識(1時間)
(2)低圧の電気設備に関する基礎知識(2時間)
(3)低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(1時間)
(4)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2時間)
(5)関係法令(1時間)
- 実技 (1)低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(7時間)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・ 会員事業所 ⇨ 16,170円
- ・ 一般 ⇨ 19,470円

- 内訳 ・ 受講料 会員 ⇨ 15,400円
一般 ⇨ 18,700円
・ テキスト代 ⇨ 770円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

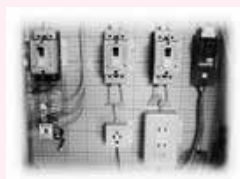
受講対象者 満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。



教育機材の
分電盤例